

せいそう 速報 労働者

2016年5月25日
No. 1099
東京清掃労働組合
企画・総務局

平成28年度夏季手当(第1回)団体交渉 区長会に要求書を提出

民間の春闘情勢を踏まえ、支給月数の引き上げを求める

5月22日、19時22分から、平成28年度夏季手当(第1回)団体交渉を行い、「2016年度夏季一時金等に関する要求書」を区長会に提出しました。

労働団体が発表した2016年春闘の5月9日時点での集計結果によると、一時金の回答集計(加重平均)は年間4.95ヶ月(昨年同時期比で0.06月増)で、「昨年との比較が可能な組合は、いずれも昨年同時期を上回っている」としています。こうした春闘情勢と、全国最高の生計費を必要とする首都圏で暮らす特別区職員の処遇改善のため、生活実感に沿う引上げとして、夏季一時金の支給月数を2.5ヶ月以上とすることを求めました。

昨年10月から、共済年金と厚生年金の一元化に伴い、掛金が大幅に引き上げられています。掛金は、4月から6月までの給料月額と諸手当の支給額の合計額の平均額から算定がされます。一日たりとも揺るがせにできない特別区清掃事業に従事する職員は、5月の祝日作業にも休むことなく従事せざるを得ません。このことが掛金の大幅な引上げに繋がっていることから、区長会は我われの要求を積極的に検討すべきです。

また、人事管理上からも大きな問題を含んでいる切替調整措置の一日も早い終了や、職員が自信と誇りを持って職務にまい進できる現業系人事制度の構築を、全ての組合員の強い思いとして改めて申し入れてきました。

熊本地震はいまだに多くの方が避難生活を強いられるなど、甚大な災害となりました。現時点では、被災地からの災害廃棄物の処理に関する支援要請は受けていませんが、わが組合は一刻も早い復旧・復興のために全力で支援を行う決意であることを訴えました。現業職場で専任の職員が業務を担っていることは、災害時などの非日常的な状況において大きな強みとなります。平時から有事に備え、区民の安心・安全を守るため区政の第一線で貢献している職員の努力は正当に評価されるべきです。

一時金の支給月数の改善と併せて、賃金制度、人事制度の改善に関わる要求は、組合員の切実な思いを込めたものであることを受け止め、改善に向けた検討を行うことを強く求めました。



2016年5月25日

特別区長会会長

西川 太一郎 様

東京清掃労働組合

中央執行委員長 桐田 達也



2016年度の夏季一時金等に関する要求書

日頃の特別区政の発展と職員の生活・労働条件の改善、並びに23区清掃事業の発展のためにご尽力されている貴職に敬意を表します。

東京清掃労働組合は、本年3月16日、貴職に対し「2016年度現業系賃金・人事制度に関わる要求書」を提出しました。

昨年の賃金改定交渉では、月例給・一時金ともに2年連続で引上げ改定となり、業務職給料表についても行（一）給料表に倣った改定となりましたが、現給保障者の保障額表は2015年度分の引上げが実施されず据置きとなりました。切替調整措置により保障額表が適用される清掃職員は、今尚多く実在しています。

一昨年4月からの消費税増税や共済年金と厚生年金の一元化による掛金の引上げなどから、職員の生活改善にはほど遠い実態にあります。

2016年春闘における民間の賃金・一時金相場が確定しつつあることを踏まえ、2016年度の夏季一時金要求をはじめ、現時点において具体的な回答と対応が必要な事項について、要求書を提出いたします。

貴職におかれましても、私どもの切実な要求を十分に理解いただき、特別区人事委員会に意見・要望を申し出ることなどが必要であると考えます。

以上の点を踏まえ、区政の第一線で毎日の職務に精励する職員の努力が報われるよう、夏季一時金等に関し下記のとおり要求いたします。

労使自治の原則を踏まえた自主的・主体的な立場から、誠意ある回答と対応を早期に行うよう求めます。

記

1 2016年度夏季一時金について

- (1) 夏季一時金の支給月数は、2.5ヶ月以上とすること。
- (2) 勤勉手当は廃止し、期末手当に統一すること。



- (3) 期末・勤勉手当からの除算項目及び除算割合について改善すること。特に、国においては、1ヶ月以下の育児休業取得期間については、期末・勤勉手当に係る在職期間から除算しない取扱いとなっている。特別区においても、1ヶ月以下の育児休業取得期間については、期末・勤勉手当の欠勤等日数の算定の対象外とすること。
- (4) 「基準日主義」を改め、勤務実績に基づく支給とすること。
- (5) 再任用職員についても定年前職員と同様に取り扱うこと。
- (6) 清掃職場に働く非正規労働者や委託労働者に対し、夏季手当の支給・改善を働きかけること。

2 業務職給料表の切替調整に係る課題について

保障額表から業務職給料表への切替え以降、数度にわたって改善が図られたものの、今尚多くの切替調整号数を保有し昇給抑制が続いている職員がいる。人事管理上からも大きな問題を抱える切替調整措置を一日も早く終了すること。

3 現業系人事制度について

現在、行政系職員の人事制度の見直しについて検討が進められているが、行政系職員と比べ不利な制度となっている現業系職員の人事制度について、行政系職員の人事制度見直しに遅れることなく改善を図ること。

4 勤勉手当の成績率制度について

2017年度の勤勉手当から全ての一般職員が一律拠出割合の適用対象者となり、一律拠出割合が4%以内に拡大される。

現業系職員、とりわけチームワークで業務が遂行される清掃事業については、成績率制度自体が馴染まないものである。勤勉手当の成績率制度の実施結果に関する十分な検証と協議を行うこと。

5 回答について

この要求事項に関する回答は、本年6月14日（火）までに行うこと。

以上

平成28年度夏季手当（第1回）団体交渉

1. 日 時 2016年5月25日（水）19時22分から19時34分

2. 場 所 東京区政会館203会議室

3. 出席者

区長会：

鈴木副区長会会長（目黒区）、田中副区長会副会長（港区）、石川副区長会副会長（足立区）、齊藤副区長会役員（中央区）、佐藤副区長会役員（荒川区）、千葉副区長会役員（渋谷区）、原野副区長会役員（江戸川区）、志賀副管理者（特人厚）

オブザーバー：藤田人事企画部長（特人厚）、鈴木調査課長（特人厚）川原井
勤労課長（特人厚）、廣井副参事（特人厚）

清掃労組：

桐田委員長、坂本副委員長、染書記長、齋藤書記次長、渡辺常任中央執行委員、
西村常任中央執行委員、森田常任中央執行委員、野崎常任中央執行委員、倉貫
常任中央執行委員

4. 議事録

〈清掃労組〉

それでは、私の方から申し上げさせていただきます。

（要求書読み上げ・手交）

以上ですが、要求内容についていくつか申し上げます。

労働団体が発表した2016年春闘の5月9日時点での回答集計結果によると、組合員数加重平均は、額にして5,915円、率にして2.02%と集計され、一時金の回答集計（加重平均）は、年間4.95ヶ月で昨年同時期比で0.06ヶ月増と、「ほぼ昨年並」とし、加えて「昨年との比較が可能な組合は、いずれも昨年同時期を上回っている」としています。

昨年の賃金改定交渉では、月例給・一時金の引上げ改定が実現しましたが、2014年4月からの消費税引上げに伴う物価上昇などで、実質賃金はマイナスと

なっているのが現実です。

また、昨年10月からは、共済年金と厚生年金の一元化に伴い、掛金が大幅に引き上げられています。掛金は、4月から6月までの給料月額と諸手当の支給額の合計額の平均額から標準報酬月額を決定する「標準報酬制」に算定方式が変更されることになりました。

清掃職員は、5月の祝日作業に従事せざるを得ない実態にあり、このことが大幅な掛金の引上げに繋がっています。昨年の賃金・一時金の増額分は、掛金の引上げ分にも遠く及ばないものです。

食品や生活用品などの値上げが続く中、全国最高の生計費を必要とする首都圏で暮らす特別区職員の処遇改善のためには、生活実感に沿う賃金や一時金の引上げが不可欠です。民間の2016年春闘情勢を踏まえ、夏季一時金の支給月数を2.5ヶ月以上とすることを求めます。

また、昨年の賃金改定交渉では、勤勉手当の成績率における一律拋出割合について、適用対象者の全職員への拡大や、一律拋出割合を4%以内とすることを確認して妥結に至りました。

一律拋出割合は、勤務成績が「良好」の職員や職務段階別加算を受けていない職員からも一律に拋出を強要するものです。このような成績率制度は、チームワークを基本に毎日の業務が進められる清掃事業の内容からも馴染まないものです。勤勉手当は廃止し、期末手当へ一本化することを求めます。

次に、切替調整措置についてであります。

業務職給料表の号給の切替えが行われて7年が経過しました。

一昨年の賃金改定交渉では、制度矛盾とも言える追い越し実例を解消するための一定の見直しが図られ、昨年の賃金改定交渉では、毎年の昇給日に適用する切替調整号数の限度を3号とすることで、良好な勤務成績を収めていれば最低でも1号給昇給することが実現され、2年連続で改善が図られました。

しかしながら、現在でも、なお、多くの職員が切替調整号数を保有し、また、現給保障者が昇任・昇格した場合、昇任・昇格後の号給の給料月額が現給保障額より少ない場合には、引き続き現給保障に留め置かれます。このことが大きな一因となり、昇任選考への意欲を失うことに繋がっています。

人事管理上からも大きな問題を含んでいる切替調整措置の一日も早い終了を求めます。

次に、現業系職員の人事制度についてであります。

現在、行政系職員の人事制度の見直しの検討が行われていると聞き及んでいます。現業系職員の人事制度についても、行政系職員の人事制度の見直しに遅れることなく、検討が進められるべきであります。

これまで私どもは、再三にわたり昇任選考の受験資格や退職手当調整額ポイントの評価期間など、行政系人事制度と比較して不利な現業系人事制度の問題点を指摘してまいりました。

職員が自信と誇りを持って職務にまい進できる人事制度の構築は、全ての組合員の強い思いとして改めて申し入れておきます。

最後になります。平成28年（2016年）熊本地震は、各地に大きな被害をもたらし、収束の見込みも立っていません。本震発生から1ヶ月以上が経過しましたが、いまだに多くの方が避難所生活や車中での寝泊りを強いられるなど甚大な災害となりました。

今後の復旧を進めるためにも、阪神・淡路大震災や東日本大震災の支援派遣の経験や、強固な支援態勢を土台とした23区間の協力は、大きな力となり得ると確信します。4月15日の区長会総会においても、23区を挙げて支援する旨が申し合わされたと聞き及んでいます。

現時点では、被災地からの災害廃棄物の処理に関する支援要請は受けていないようですが、わが組合は、被災された皆様が一刻も早く復旧・復興できるよう、組織の総力を挙げて可能な限りの支援をしていく決意です。

現業職場で専任の職員が業務を担っていることは、災害時などの非日常的な状況において大きな強みとなるものです。区政の第一線で貢献している職員の努力が正当に評価される賃金・人事制度の改善は、職員の思いを込めた要求です。

以上、限られた時間の中で、一時金の支給月数の改善と併せて、何点かにわたって賃金制度、人事制度の改善に関わる私どもの要求について申し上げました。私ども組合員の切実な思いを込めた要求であることを受け止めていただき、是非とも改善に向けた検討を進めていただくことを申し入れます。

〈当局〉

ただいま、皆さんから「2016年度の夏季一時金等に関する要求書」をいただきました。皆さんからの要求については、直ちに各特別区長に報告するとともに、要求の内容について、事務局に検討に入らせたいと思います。

さて、5月の月例経済報告では、「景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とされ、基調判断は据え置かれました。

先行きについては、「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。」としつつも「海外経済で弱さがみられており、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。こうしたなかで、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。また、平成28年（2016年）熊本地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」とし、引き続き警戒感を示しております。

今春闘の結果を見ますと、昨年引き続き賃上げの動きが見られるものの、景気の減速への懸念から、賃上げに慎重な姿勢を示す動きも見られ、賃上げ幅は昨年を下回る状況です。

民間賃金におけるこのような状況の中で、特別区は、職員一人ひとりの意欲を高め、能力を最大限に引き出すことにより、直面する諸課題を解決し、区民の区政に対する期待に応えていかなければなりません。

私どもといたしましては、職員の能力・業績及び職責に基づく人事・給与制度のより一層の整備を図っていく必要があると考えております。

1ヶ月以下の育児休業取得期間に係る欠勤等日数の算定方法をはじめとする夏季一時金に関する皆さんからの要求につきましては、特別区を取り巻く厳しい情勢をはじめ、国や他団体、民間企業の動向等を十分に考慮のうえ、慎重に検討してまいりたいと考えております。

〈清掃労組〉

夏季一時金等に関する要求への皆さん方の現時点での考え方についてお聞き

しました。すべての課題が私どもにとっては切実な要求であります。

多くの課題の解決には、丁寧な労使協議が不可欠です。

次回の交渉では、私どもの要求を受け止めた回答を示していただくよう重ねて申し入れます。

〈当局〉

夏季一時金等に関する皆さんからの要求につきましては、検討の上、後日回答いたします。